

山梨県歯科医師連盟 今回は2ページです。

連盟ニュース 第43号

□発行
山梨県歯科医師連盟 甲府市大手1-4-1
TEL: 055-252-6481 FAX: 055-253-0854
□発行人 諸角三千夫 HP: <http://ydca.jp>
□編集人 鶴田 好幸 岩間 宣仁
山梨県歯科医師連盟機関紙

平成26年度 第1回 山梨県歯科医師連盟評議員会

6月24日(火) 本会会館3階大会議室に於いて平成26年度第1回山梨県歯科医師連盟評議員会が開催された。司会は近藤理事、一瀬副会長の開会の辞から会は始まった。

冒頭、諸角連盟会長挨拶の中で、「本年度の事業計画では会員増強を一番に考えている。4月30日現在、日歯連盟の対日歯会員入会比率は81.5%、山梨県に於いては77.3%であり、これを80%に持っていくには後12名の入会者が必要である。連盟の活動内容を理解して頂いて入会、再入会をお願いして行きたい。」と語った。

日歯連盟報告では諸角日歯連盟評議員から「全国会長会議で厚労省が出した新たな財政支援制度(基金)904億円については、この基金については最初、診療報酬の改定の0.1%では医療提供体制の充実ははかれないので診療報酬補填の意味があると思われていたが、地域医療体制の充実に使われる」と説明を受けた。控除外対象消費税については来年の秋には10%になる予定で、日歯の方針では非課税還付方式による損税対応を希望しているが、石井みどり参議院議員の見解では、財務省はその様な事はまったく考えていない様である。医療全体が一团となって取り組まなくてはならない。」と報告があった。

議事に於いては、2議案とも承認された。

第1号議案 平成25年度山梨県歯科医師連盟収入・支出決算(案)の承認を求める件

第2号議案 山梨県歯科医師連盟規約の一部を改正する件

第2号議案 山梨県歯科医師連盟規約の一部を改正する件

提案理由：山梨県歯科医師会の名称を一般社団法人山梨県歯科医師会(以下「本会」という。)に改める必要がある。また、会費の免減措置については明文の規定がないこと及び本会は平成25年4月1日から定款、会員等に関する取扱規則を改正するとともに殊遇規則を定め、また、日本歯科医師連盟においても平成26年5月1日から日本歯科医師会に準じた規定となった。このため、山梨県歯科医師連盟規約においても本会の定款、会員等に関する取扱規則及び殊遇規則に準じて会費の免減措置を定めることに伴い、規約の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

山梨県歯科医師連盟規約新旧対照表

新	旧
第15条 この連盟は一般社団法人山梨県歯科医師会(以下「本会」という。)定款施行規則第1条に定める区域に準じて支部を置く。支部の代表者は支部長とし、任期は2年とする。	第15条 この連盟は_____山梨県歯科医師会_____定款施行規則第1条に定める区域に準じて支部を置く。支部の代表者は支部長とし、任期は2年とする。
2 略	2 略
第16条 この連盟の経費は、会費・寄附金及びその他の収入をもってあてる。	第16条 この連盟の経費は、会費・寄附金及びその他の収入をもってあてる。
2 略	2 略
3 会費の免減措置については、本会定款、本会会員等に関する取扱規則及び本会殊遇規則に準じる。	3 会費の免減措置については、別に定める。 _____
4～6 略	4～6 略
附則	附則
1～8 略	1～8 略
附則	附則
1～3 略	1～3 略
附則	附則
1 この規約は、平成26年7月1日から施行する。	_____

(2ページに続く)

(1 ページの続き)

一般社団法人山梨県歯科医師会殊遇規則

第1条 この規則は、定款第5条第2項及び会員等に関する取扱規則第11条に基づき、これを定める。

2 この規則で定める殊遇を受ける会員は、正会員とする。

第2条 終身会員は、本会の定額会費を免除する。ただし、正会員としての一切の権利は失わない。

2 前項に規定する定額会費免除の始期は、終身会員となった年度の翌年度とする。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 経過措置として、会員等に関する取扱規則第10条に規定の推薦にあたり、次の各号を適用する。これらの定額会費免除の始期は、理事会の議を経て、推薦した年度の翌年度とする。

一 施行日の前日に満70歳以上であった者が本会の会員として在籍期間が30年以上に達した年度

二 施行日の前日に満69歳以上で会員として在籍期間が29年以上であった者が満71歳以上に達し本会の会員として在籍期間が31年以上に達した年度

三 施行日の前日に満68歳以上で会員として在籍期間が28年以上であった者が満72歳以上に達し本会の会員として在籍期間が32年以上に達した年度

四 施行日の前日に満67歳以上で会員として在籍期間が27年以上であった者が満73歳以上に達し本会の会員として在籍期間が33年以上に達した年度

五 施行日の前日に満66歳以上で会員として在籍期間が26年以上であった者が満74歳以上に達し本会の会員として在籍期間が34年以上に達した年度

3 前項のほか、施行日の前日に現に定額会費を免除されている終身会員は、従前どおり会費を免除する。

候補者擁立決定**第122回日本歯科医師連盟評議員会 開催 平成26年6月27日(金) 於：日歯会館**

第122回の日歯連盟評議員会が開催され、次期参議院選挙への候補者擁立議案を賛成多数で決定しました。今後執行部で選考委員会を設置し、候補者を公募したうえで年内を目途に候補者を絞り込む予定です。

議 事 第1号議案 平成25年度一般会計収支決算

第2号議案 平成25年度政治活動運営会計収支決算

第3号議案 平成25年度運営基金積立金会計収支決算

第4号議案 平成25年度役員退職金積立金会計収支決算

第5号議案 次期参議院比例代表選挙の組織代表候補者擁立について

第6号議案 平成26年度一般会計収支補正予算

いずれも多数で可決。

協 議 1) 時局対策について：社会保障改革推進法、医療介護分野の904億円の基金についての連盟の対応、控除対象外消費税の扱い、指導監査の今後の動き等の解説があった。

2) その他 事前質問5つについての返答がされた。

①妊婦歯科検診の制度化について ②日歯連盟未入会者への働きかけ

③デンタルミーティング開催状況のまとめについて ④歯科医療白書2013年度版について

⑤2025年度問題